

座礁船舶の撤去命令

現状と課題

○改正前の海岸法では、海岸保全区域内の海域において座礁し、放置された船舶を撤去させることができない

→ 海岸保全施設の損傷等を防止するため、座礁した船舶を撤去させる仕組みが必要



改正内容

■海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）
【法律の公布から2月以内施行】

海岸協力団体制度の創設

現状と課題

○近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施

→ 海岸の維持管理を充実させるため、これらの法人・団体の活動の促進が必要

<民間団体等の具体的活動の事例>



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



利用の適正化
(車両乗入れ監視)



環境教育活動



調査研究

改正内容

■海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定
【法律の公布から2月以内施行】

問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課、海岸室
港湾局 海岸・防災課

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表）

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課

〒100-8907
東京都千代田区霞が関1丁目2-1
電話：03-3502-8111（代表）

「海岸法の一部を改正する法律」が
第186回通常国会において成立し、
平成26年6月11日に公布されました
(平成11年以来15年ぶりの改正)

切迫する南海トラフ地震等に備えた 海岸における防災・減災対策の強化



(東日本大震災における津波による甚大な被害)

海岸保全施設の老朽化への 早急な対策



(堤防の点検)

主な改正内容

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
- 座礁船舶の撤去命令
- 海岸協力団体制度の創設

平成26年6月

農林水産省 農村振興局
水産庁 水産局
国土交通省 水管理・国土保全局
港湾局 港湾局

減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

現状と課題

○東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が壊れ、
背後地に甚大な被害が発生



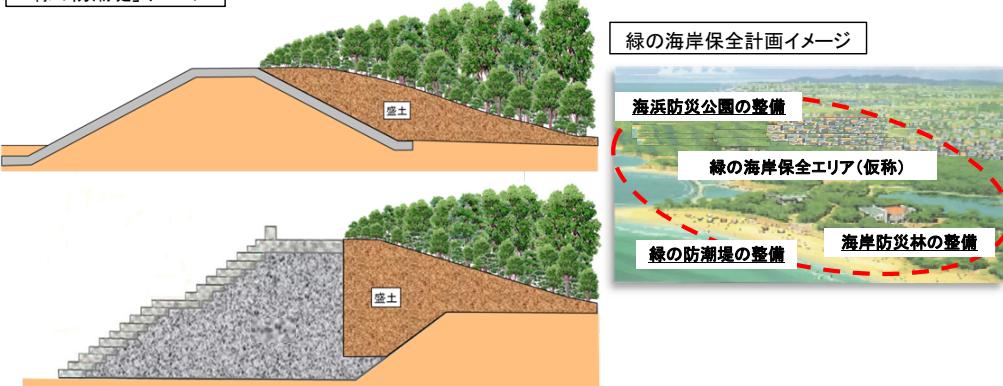
→ 津波が堤防を越えた場合に、堤防が壊れるまでの時間を遅らせ、
避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する施設の整備が必要

改正内容

■堤防と一緒に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の
堤防等を海岸保全施設に位置付け 【法律の公布から2月以内施行】

■関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置 【法律の公布から2月以内施行】

「緑の防潮堤」イメージ

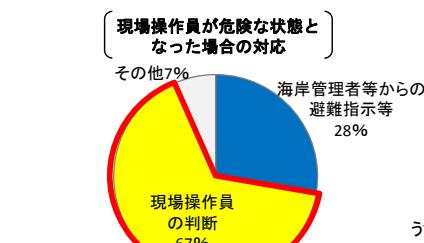


水門・陸閘等の操作規則等の策定

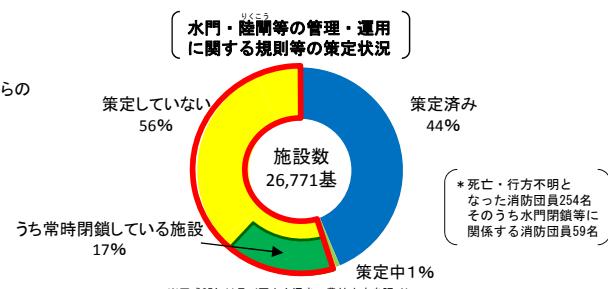
現状と課題

○東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲*になった

→ 現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための体制強化が必要



*平成25年2月（国土交通省、農林水産省調べ）
※岩手県、宮城県、福島県を除く
※上記数値は海岸管理者数に対する割合



海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

現状と課題

○海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化

→ 予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕が必要

<海岸堤防等の老朽化の現状>



※平成25年3月 国土交通省、農林水産省調べ(岩手県、宮城県、福島県を除く)
※完成後50年以上経過した施設には、施工年次不明の施設を含めている



改正内容

■海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
■統一的な維持・修繕の基準を策定 【法律の公布から6月以内施行】

改正内容

■海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け 【法律の公布から6月以内施行】

■海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができるとし、これらに伴う損害を補償 【法律の公布から2月以内施行】

